

(別紙 1)

1 私は、去年の3月末まで朝日新聞で33年記者をしておりました。去年の4月から上智大学文学部の新聞学科で教員、研究者を務めております。

新聞記者として取材・報道に携わる過程で私は、訴訟記録（特に民事訴訟記録）を使って記事を書いたり、報道の裏付けとしたり、あるいはそれをそのあと本にまとめたりという仕事を多々手がけてきました。訴訟記録のヘビーユーザーですと自称しても過言ではないと自分では思っています。記者になって21年目に入るときにアメリカに留学する機会があり、そこ、アメリカの報道界では、インターネット上で訴訟記録を取り寄せることが比較的容易ということもあり、記者たちにとって、基礎資料として、民事、刑事の訴訟記録に当たっていくのが取材の基本動作として教えられているのを間近で見ました。翻って日本を見たときに、私のように訴訟記録をよく使う記者はまだあまりいないと思います。訴訟記録を触ったこともないという記者が多数だと思います。証拠をベースに、原告側と被告側、あるいは検察側と被告人側の間で議論を戦わせ、できる範囲で綿密に事実認定をした過程が訴訟記録の中にあらわれてきておりますので、それをソリッドな土台にして、さらにもう一歩、いろいろな取材、訴訟手続とは異なるアプローチの取材をしていくことによって、より確かな、より考え抜かれた、すなわち、より社会にとって有用な公益性のより高い報道を出していくことができる、そうした取材・報道をもっと増やしていくべきだと今は考えております。

アメリカでよく語られることですがけれども、民主主義の社会において報道、なかんずく調査報道がいかに関与を果たしてきたか、果たしていくべきなのかということに鑑みますと、訴訟記録は、そうした調査報道の素材となり得る非常に重要な資料であり、そうした観点からも私たちは訴訟記録の大切さを自覚する必要があるように思います。きょうは主にジャーナリスト、記者の立場でお話し申し上げますけれども、さらに広く考えますと、将来にわたって日本の歴史が紡がれていく中で、今の時代がどういふふうに関与されるのか、それはまだ定かではありませんけれども、歴史学者にとって、訴訟記録はその時代の確かな史料として非常に有用なものになるのであろうというふうにも考えられます。例えば昨年、鎌倉幕府の成り立ちのころのことをテレビのドラマで見ましたけれども、そこにあらわれている事実というのは、「基本的には史実には忠実に描き、記録に残っていない部分は想像力で埋めていく」と、脚本家の方が書いておられました（三谷幸喜「小栗義時、作者もワクワク」朝日新聞2021年12月23日夕刊）。だとすれば、私は歴史学者ではないですがけれども、できるだけ確かな事実を将来に向けて残していく必要があるのではないかと、後世の人たちの想像力に頼る部分はできるだけ小さくしてあげることが必要なのではないかと、そのためには最良の史料とし

て訴訟記録をもっと残していくべきではないかと、身に染みて感じている次第です。

きょうは、いくつか実際に訴訟記録を使った取材・報道の事例を御紹介しながらそうした実感をお伝えできればと考えております。

- 2 (1) まずは、東日本大震災と阪神・淡路大震災のかかわりに関する朝日新聞岩手版の連載「震災法廷 阪神の教訓は？」の第1回、第2回の記事（平成27年1月16日「関連死の判例が支えに――陸前高田で夫失った女性」、同17日「遺族の訴え逆転勝訴に――関連死認定 唯一の判例」）を御紹介したいと思います。

この記事は、東日本大震災で、地震や津波のときに命は助かったものの、その後、経営していたお店を畳まざるを得なかったことや、あるいは身近な人が亡くなったことにより、ストレスがどんどん増していき、持病の高血圧が悪化したことによって夫が亡くなってしまったとして、その妻が震災関連死の認定、直接的には災害弔慰金の不支給決定の取り消しを求めるという形で、地元の自治体を相手取って起こした訴訟の記録に基づいて書いております。どんなふうに夫の血圧が上がっていったのかなど、病院の診療録などの証拠を精査した上で、私なりに因果関係を検討した上で、このような記述の記事にしています。

この記事の主人公となった女性の代理人の弁護士に伺って分かったことですが、彼女が提訴を決断するに至った背景の一つに、阪神・淡路大震災の震災関連死の判例、兵庫県芦屋市が被告となった訴訟において最高裁で是認されて判例となった大阪高等裁判所の判決があったとのこと。長年連れ添った夫を震災発生直後の混乱の中で亡くした芦屋市の女性が勝ち取った判例を見て、じゃあ私も裁判所に問うていこうと考え、この訴訟を提起するに至ったいきさつを書いたのがこの第1回の記事です。消防庁のとりまとめによれば、阪神・淡路大震災では6434人の方が亡くなりましたが、最高裁で震災発生8年弱にして大阪高裁判決を確定させる決定が出たことによって、その6433人目となったのがこの芦屋市の男性です。最高裁判所の第一小法廷でこの判断をしたときの裁判長である泉徳治さんから、震災から8年弱を経てようやく震災関連死について最高裁判所としての判断を下すことになった経緯について「なんでこんなに滞っていたんだろうと、ちょっと不思議な感じがしました」とお聞きし、泉さんの「大阪高裁の判決が『判例』としての価値を持っております」との言葉を決め手にこの記事を出しました。

この記事を書いた時点で残念ながら、この判例の基となった神戸地裁、大阪高裁、最高裁判所で争われた民事訴訟の記録は既に2009年3月16日に廃棄されてしまっていました。

ただし、私は、かつて大阪社会部におりました1999年から2002年にかけて、発生から5年、6年、7年を迎える阪神・淡路大震災を3年近く担当したことがあり、そのころ神戸地裁など各地の裁判所にあった阪神・淡路大震災関連の訴訟記録には片っ端から目を通しており、その中に、この兵庫県芦屋市の病院で震災発生直後に亡くなった男性の妻が芦屋市を相手取って神戸地裁に起こした震災関連死の事件の訴訟記録がありました。ですので、この事件がどういう事実関係の下で争いになったかといういきさつ、なぜ一審と二審で判断が分かれる結果になったのか、判決文だけでは分からないような事実関係の詳細、さらに、訴訟を起こした妻の思い、そういうものが訴訟記録の中に詳細にあらわれていることを元々知っていましたし、自分自身のメモにも残しておりました。それに加えて、代理人の弁護士の協力を得て、あるいは原告本人の協力を得て、インタビューした記録などもあったものですから、この東日本大震災の後、朝日新聞岩手版での連載で、芦屋市の事例ではどのような事実の経緯があり、裁判官がどう判断したのかということを書き、それに照らして、ではこの東日本大震災の彼女の事例はどうかを問う内容にできたと考えています。

芦屋市の事例がまだ最高裁で係属していたころにその記録を閲覧し、かつ、原告本人や代理人弁護士に取材し、それらの記録が幸いにして私の手元に残っていたからこそ、この記事を書くことができました。それら訴訟記録の閲覧なしで判決文だけでこの記事を書くことができたかという、それは不可能だったと思います。

何よりも残念なのは、記録が廃棄されてしまったことにより、東日本大震災の被災者の方々やその弁護士が、自分たちの境遇が阪神・淡路大震災の先例に照らして震災関連死として認められる事例なのかということについて、深く個別の事案の中身、詳細な事実関係を知ることが、今となってはほぼ不可能となってしまったことです。裁判所はこの点について反省した方がいいのではないかと感じている次第です。

(2) 朝日新聞岩手版の連載「震災法廷 阪神の教訓は？」から第3回（平成27年1月18日「ガス警報器 何度も作動——繰り返された死亡事故」）と第4回（同月19日「無臭でもガス漏れ疑い——指摘にも真相あいまい」）の記事も御紹介したいと思います。

東日本大震災が発生して3日弱が経ったときに、岩手県盛岡市中心部の中三という大きなデパートの地下でガス爆発が起きて、勤務していた焼き鳥店の店長が亡くなった事故に関して訴訟記録をもとに書いた記事です。この2本の記事は、最後の方の一部を除く大部分、訴訟記録に依拠して書いたものです。

この爆発事故は、普段であれば大きく報道されて、その原因は何であったかが社会的な関心事になるところですが、東日本大震災発生からまだ3日くらいしか経っていないときの事故でしたので、報道もごくわずかしかなされず、いわば忘れ去られたような事故となってしまっているのが現実なのではないかと思います。それに対して、当事者である亡くなった方の御遺族、あるいはこの爆発事故の現場となってしまった中三というデパートが、盛岡のガス会社を相手取って起こした訴訟の記録を、これらの記事で使わせていただきました。

盛岡地方裁判所でこの記録を初めて閲覧したとき、私は、ぎょっとしました。なぜかと言うと、大阪社会部にいた2000年ころ神戸地裁など各地の裁判所で阪神・淡路大震災関連の訴訟の記録を片っ端から閲覧したと申しあげましたけれども、そのときに閲覧した淡路島の兵庫県洲本市の洲本ガスという会社が被告となった訴訟の記録にあらわれていた事実関係とそっくりだったからです。

具体的に申し上げますと、震災発生から間もなくガス漏れ警報が鳴り始めました。その原因をガス会社に来てもらって調べたけれども分からない、なので警報器の電源を切った。すると、洲本の場合は震災発生の日後、盛岡の場合には震災発生の日後に、ガス事故によって人の命が奪われました。ここまでの経過が同じだったからです。洲本の事例では震災発生の日朝、一家5人がガス中毒で意識不明となっているのが発見され、うち4人が亡くなる事態となりました。盛岡の場合は、爆発が起きて1人が亡くなる事態となりました。その後、警察が調べたところ、いずれも近所の地面の下、道路の地下にあるガス管が破断していて、そこからガスが漏れていた。そこから先の因果関係はまさに裁判で争いになったわけですが、おそらく地中を伝って、建物の中にガスが入ってきた。警報が鳴った際に、呼ばれて駆けつけたガス会社の人は、建物の中のガス漏れを疑って一生懸命調べたわけですが、原因が分からない。なので関係者がガス漏れ警報器を切った。その後、外からガスが家や店舗の中に入ってきていた可能性が事故後の警察の調べで明らかになりました。ここまでの経緯も、洲本市の事例、盛岡市の事例で共通しています。

通常、都市ガスというのは、付臭剤と言いますけれども、わざわざ臭いを付けて人間に気づかれやすくしています。ですが、その臭いが土壌の中でこし取られたのではないか。盛岡ガスが被告となった訴訟の記録を見て私は知ったのですが、付臭剤についてはもともと「土地に吸収されて、臭気の検出が困難なことが多い」という知見がある。このため、盛岡中央消防署は、中三デパートの爆発について「ガスに添加された付臭剤については、土砂に吸着されたと考えられる」と結論づけていました。

実は、洲本ガスが被告となった神戸地裁の訴訟でも、原告側、遺族の側は法廷で、「ガスの付臭剤は土中浸透により濾過されてガス臭を喪失した」という主張を出していました。私は、2000年当時、この訴訟記録を神戸地裁で読んでおり、このことをよく知っておりました。ですので、洲本ガスの訴訟と盛岡ガスの訴訟は重要な共通点がある、酷似していると、すぐに気がつきました。盛岡地裁でぎょつとしたのには、そういう理由があります。

洲本ガスの件については、結果的に私は2000年当時記録を閲覧しただけで、実際には記事を書いておりません。阪神・淡路大震災の訴訟に関する記事を全部で12本、朝日新聞の大阪の社会面で連載しましたけれども、洲本ガスについては結局そこからは溢れたような形になってしまって、当時記事にできていませんでした。しかしながら、東日本大震災発生の後、中三の爆発事故の記録を読んだときに、あまりにも状況がそっくりだったものですから、これは今書かねばならないと思い、朝日新聞岩手版に記事を出したものです。

2015年にこの記事を書いた当時には、残念ながら、洲本ガスの訴訟記録はもはや神戸地裁にはありませんでした（2004年11月29日に廃棄）。しかも、この洲本ガスの件は最終的に一審の和解で終結しましたので、判決も残っていない。和解調書は裁判所に残っているんでしょうけれども、その中身は何も残っていないに等しい。ただ幸いにして、原告代理人の弁護士が協力してくださって、訴訟記録一式の写しを手元に持っておられるということで、それをお借りして、この記事を書くことができました。片方当事者の弁護士からもらった資料だけで記事を書くことは原則としてできるだけ控えるようにしているのですが、裁判所で原本を閲覧した経験があるという自信があるものですから、この記事を出すことができました。

現在、訴訟記録は確定から原則5年で捨てられていますけれども、阪神・淡路大震災は1995年に発生し、東日本大震災は2011年に発生しましたので、両震災の間には、5年を超えて16年の歳月の開きがあります。東日本大震災が起きたときに、阪神・淡路大震災のときに震災関連死の認定はどうだったんだろうか、あるいは、地面が動いたことでガス管が破断してガスが地中を漏れ伝わっていったときにどういう結果になるのだろうか、ということについて先の震災の裁判例の記録を参照することができなくなっているのはとても残念なことであると思います。

ちなみに、東日本大震災のときのガス漏れ事故について記事を書いた2015年当時、ガス業界の監督官庁である経済産業省は「東日本大震災による都市ガス事故の死傷者の報告はない」と自らの報告書で断定していました。盛岡の事故については、盛

岡ガスの報告に基づき、あれは盛岡ガスのガスではないという認識だったようで、「原因調査中」としていました。当時、経済産業省は訴訟記録を読んでもいないですし、警察の捜査記録も見てもいない。二つの震災の発生から間もない時期に繰り返された無臭のガス漏れ事故から真剣に教訓を学ぼうとしているようには見えませんでした。

私自身、新聞記者時代、いろいろなものを書き残したと思っていますし、岩手版にこういう形で問題提起する記事を書きましたけれども、確実にいつか起きるであろう次の震災のことを思うと、全国版でこの件を書けなかったのはよかったのだろうかと思ひ心残りがございます。

ここまで、震災関連死やガス漏れ事故の訴訟の記録について申し上げてきましたように、訴訟記録は、参考となる先例や教訓の宝庫です。そのことはいくら強調してもし過ぎることはないと思いますが、しかし、それだけではありません。それだけでなく、訴訟記録には被災者の思いが詰まっています。きょうは時間がありませんので、詳しい説明は控えますけれども、2000年に朝日新聞夕刊（大阪本社発行）の社会面で連載した「震災法廷 思いよ届け」（同年4月26日～）などの原稿は、そうした思いをできるだけすくい取ろうと努めた例だと思っています。これら訴訟記録に含まれている被災者の切実な声、当事者の思いもまた後世に残していくべきものだということも、是非御認識いただければありがたいと思います。

(3) 私は、学生時代、工学部の原子力工学科に在籍していたということもあり、福島原発の事故については、どうしてあんな事故が起こってしまったんだろうと、人並み以上に、ある意味、我が事としてずっと考え、取材を重ねてきております。次に御紹介する連載「見送られた津波対策」の記事（令和元年11月11・12日朝日新聞夕刊）はそうした思索と取材の末に書いたものです。その際に役だったのが訴訟記録です。

福島第一原発事故について東京地検が捜査して押収した記録が、検察官役の指定弁護士によって刑事裁判の公判廷に出され、それが文書送付嘱託だったと思いますけれども、東京電力の株主が起こした代表訴訟の民事法廷の方に記録取寄せが行われ、さらに、避難者が起こした民事訴訟の証拠として各地の裁判所に提出されました。そこには、東京電力の内部資料、東海第二原発など同業他社の内部資料、東京電力の人たちの供述調書、あるいは法廷での尋問調書が含まれていて、近年になって初めて閲覧可能となりました。それら記録を閲覧して私はとても驚きました。

私は、福島原発の事故について、2011年以来ずっと、記者会見で質問を重ね、東京電力や原子力安全・保安院の人たちと対話を重ね、民間事故調にオブザーバー参加し、

政府事故調、国会事故調、学会事故調の報告書なども精査しました。このような取材や公的な事故調の調べでは達していないところに東京地検の捜査は深く切り込んでいたことに正直驚きました。民事訴訟記録に綴られることで初めて表に出てくる事実がこんなにあるのか、あれほど政府事故調、国会事故調が調査を尽くしても、表に出なかった事実がまだこれだけあったのかというのが驚きの理由でした。

これらの記録は、単に裁判で民事・刑事の責任関係を明らかにするために用いられるべきでものではなく、世界各国の数百基の原発が少しでも安全に運転されるための教訓の貴重な素材として生かされ、残されるべきものであると思います。

3 次に御紹介する2019年3月の朝日新聞夕刊の連載「バブル崩壊をたどって」の7本の記事（平成31年3月5～13日）は、昭和末から平成初頭にかけて発生したバブルとその崩壊の過程を描いたものです。その相当部分を訴訟記録に依拠しています。訴訟記録なしでは、このようなリアルな描写はできませんでした。にもかかわらず、その訴訟記録が次から次へと捨てられている。ここに書いた記事の根拠となった記録はほとんど捨てられています。

(1) 例えば、日本興業銀行が国税当局を訴え、史上最大の行政訴訟と呼ばれている訴訟があります。最高裁判所で逆転判決が出て課税処分が取り消され、利子分の還付加算金だけで1000億円、全部で3200億円という空前の支払額、国や自治体から興銀の後身のみずほコーポレート銀行への支払いにつながった訴訟です。

ファイルが何十冊とある大部な訴訟記録を一審段階でこつこつ閲覧しました。すると、その中に、バブル崩壊が始まって間もない時期の大蔵省幹部が、経営の行き詰まった住宅金融専門会社についてその母体銀行にどのような指導をしたのかということが、非常にリアルに描かれていました。バブル崩壊に果敢に立ち向かうのではなく、「その場しのぎ」の先送りやり過ごそうとする大蔵官僚の生の言葉が赤裸々に銀行側の記録に残されている。平安時代の古文書が見つかったのと同じように、歴史的な古文書としてストレートニュースの記事にしてもいいのではないかと思うくらい迫真性がありました。ところが、平成が終わる際に調べましたところ、これらの記録が全て廃棄されていました。そうした経緯を描いたのがこの「バブル崩壊をたどって」第1回の、「記録が捨てられている」という見出しがついた記事です。

(2) バブルの真っ盛りの昭和の末ころ、尾上縫さんという料亭の女将が大阪にいました。彼女一人で、バブル期の5年あまりの間に、日本興業銀行などの金融機関からお金を借りたり返したりしてその延べ累計額が2兆7736億円に上ったものの、そのうちの一部の担保としてウソの預金証書が差し入れられていたという事件です。滝井繁

男さんという大阪の弁護士が、彼女の破産管財人となり、その立場で銀行を相手に起こした訴訟の記録を2000年ころに大阪地裁で閲覧しました。滝井さんは、そんな非常識な借入れをしたことについて借り手の尾上さんに本当に「自由な意思」があったのかということの問題にして訴訟を起こしたのですが、そのときは負けました。負けましたが、滝井さんは後に最高裁判所に入られた。そこで滝井さんは、利息制限法の上限を超える「グレーゾーン金利」を巡って消費者金融の借り手に本当に「自由な意思」があったのかということについて、極めて厳格に解釈する判例を作るのを主導されたわけです。バブルに踊らされてしまった尾上縫という一女性の話が巡り巡って、消費者金融に関する、ある意味、時代を画する判例を形成するのにつながっているということ、この記事で描き出そうとしたわけですが、残念ながら、その尾上縫さんの訴訟記録は大阪地裁において全て廃棄されてしまっているという現状があります。私は、廃棄される前に記録を閲覧したときの自分のメモに基づいてこの記事、連載「バブル崩壊をたどって」第3回の記事を書きました。

- (3) 大和銀行の株主代表訴訟、これも大阪地裁の事件ですが、一審は830億円の支払を命ずる判決であり、各界に衝撃を与えましたが、それだけでなく、いわば今の日本の会社法制を作った裁判例と言っても過言ではない著名な訴訟です。その訴訟記録がまた非常に興味深い内容でした。その訴訟記録を基に実際に当時の大蔵省の銀行局長だった西村吉正さんらに取材して書いたのがこの連載「バブル崩壊をたどって」第5回の記事です。

銀行役員の側が提出した証拠を見ると、重要な局面で大蔵省の銀行局長だった西村さんが登場します。銀行側の証拠をもとに、西村さんに話を聞くと、様々なことが分かりました。確かに訴訟記録にあった銀行側の証拠には、銀行側の一方的な言い分というか、銀行側から見えた西村さんの言動が記載されていました。西村さんに突き詰めて聞いていくと、銀行側の証拠には基本的に嘘は書いていないんですね。ただし、ある意味、銀行側にとって都合の悪いことは書いていないというのも確かでした。逆に言うと、西村さんら大蔵省の側も自分たちに都合の悪いことは積極的に語っていません、という側面があります。ですので、訴訟記録にあった証拠を西村さんに突き付けることによって、そして、西村さんの反論を銀行の元役員らに当てることで、初めて双方の言い分が突き合わされ、本当の事実関係の全容が分かり、この記事を書けたと、私としては自負しております。

この事件は、先に述べましたように、一審で銀行役員側が大負けしましたため、銀行側は控訴審になって慌てて大量の証拠を出してきました。巨額の損失を告白する手

紙を行員から受け取って以降の2カ月、銀行の内部で何があったのか、それらの証拠で初めてよく分かるようになりました。反面教師としてはありますが、日本におけるコンプライアンス・危機管理の教科書のような話が多々出ていました。

この大和銀行の株主代表訴訟は、代表訴訟の歴史に残る事件ですが、その訴訟記録は大阪地裁で既に廃棄されています。

ただし、私は、この事件が控訴審の和解成立で終結した直後に原告の株主に委任状を書いてもらって、約10万円かかりましたけれども、全部コピーしました。それを電子化したPDFファイルが今、手元にあります。それに基づいて、当時の銀行役員らに取材し、元大蔵省銀行局長の西村さんにも話を聞いて、この記事を書くことができました。控訴審になって初めて銀行側から提出された証拠は、とても充実した内容でしたが、それらは一審判決に反映されていません。そして控訴審判決はなかったので、つまり、それら新証拠はそのまま埋もれてしまったのも同然で、実際、廃棄されてしまいました。ただし、それら新証拠に光を当てた原稿を平成の最後の月に出した「バブル経済事件の深層」という新書に取り込んでおります。

(4) 破綻した日本債券信用銀行に関する記事、「バブル崩壊をたどって」第6回の記事の中から、破綻当時の会長だった窪田弘さんの言葉を紹介したいと思います。

「今回と同じく金融システムの不備と危機への対応が問題となった昭和金融恐慌では、一方の当事者である金融機関側の手による記録があまりにも少ないのだよ」

窪田さんは大蔵省理財局長や国税庁長官を歴任した元大蔵官僚ですが、若いころ大蔵省銀行局に勤務した経験がありました。彼が日債銀元会長として逮捕され、起訴されて、被告人だったころ、民間側の記録があまりに少ない実情をかつての部下に語ったそうです。

保存された記録の出どころが偏ると、そこから得られる教訓もゆがんでしまう。大蔵省はバブル崩壊が始まって間もない1992年ころ、昭和金融恐慌を研究し、そこで得られた教訓に基づいて対策を打ち出していったのですが、その結果が「失われた20年」です。記録の不備の結果重大さに慄然とさせられます。

訴訟記録には両当事者の提出資料が綴られるので、民間側の記録も残ることになる。だから、訴訟記録を残すことにより、単に官の側、たとえば大蔵省の側の記録が残るだけでなく、その相手当事者である民の側、銀行の側の記録も残ることになる。だからなおさら、訴訟記録を保存することの歴史上の必要性は、通常の役所の公文書、行政文書よりも大きいのではないかと感じています。

4 今、文部科学省の宗務行政担当部門が宗教法人法の規定を発動して、旧統一教会の不

法行為が問題となった訴訟の記録を入手しようと努めておられるようですけれども、それと同様に、政府の意思決定や政策立案に当たって民事訴訟記録を用いるという事例が多々あります。そこでは、裁判所がどのように法律を解釈したかということもさることながら、社会的な事実に立脚して新しい法律を立案するための現実の事例のデータベース、知的資源として、裁判例が利用されているという事実があります。

たとえば公益通報者保護法の改正法が去年、2022年6月に施行されました。その改正法を立案するに当たって、政府では消費者庁において検討会を設けました。ちなみに宇賀克也先生(現・最高裁判所判事)がその検討会の座長を務めておられたのですが、その報告書を見れば分かります。検討会は多数の裁判例を参照しています。たとえば、退職者に不利益な取扱いがなされた事案、あるいは、内部告発者側に対して事業者側から多額の損害賠償請求がなされた事案に関する裁判例が参考にされました。そうした裁判例における裁判所の法解釈を参考にしようというよりも、裁判例における事実関係、すなわちそういう事案が現実にあったということ参考にして、同じような事案が今後起こらないようにするために、退職者に対する不利益扱いを禁止する条項を加え、通報者に対する損害賠償請求を妨げる規定を置くという改正が今回なされたということです。そうした改正を必要とするような現実世界の出来事、すなわち社会的な事実、いわば「立法事実」を把握するに当たって、裁判例をリソースとして活用することがある、ということです。

このように、裁判記録は、単に紛争解決だけではなく、国の政策などの意思決定にも活かされるべきものです。しかしながら、朝日新聞にいた2019年秋に、私のほうで、先ほどの宇賀座長がまとめられた消費者庁の検討会報告書で参照されている事案・裁判例について、実際に訴訟記録が残っているかを調べたところ、大部分が廃棄されていて特別保存になっているものは1件もなかったという実情があります。

5 ここまで具体的な事例を中心に述べてきましたが、締めくくりとして、総論的な話を申し上げておきたい、と思います。

私が思いますに、この20年ほどの間に、行政、政府の側の公文書管理はずいぶん進歩してきました。アメリカに比べると現状はなお不十分ですが、とはいえ、少なくとも建前ではいろいろな新しい考え方が採り入れられています。

例えば、オウム真理教の事件の記録については、殺人などの重大事件だけでなく、既に保存期間が満了して通常ならば記録を廃棄するような比較的軽微な事件もあるわけですが、法務省においては「関連事件の全体像を理解することができる記録を(将来の世代に)受け継ぐため」として、そのような軽微な事件の記録も含めてトータルに

「総体として保存していく必要がある」との考え方を2018年に明確にしております。

こういう、「全体像」を理解することができるように「総体」として保存していくという考え方は、実は、国の行政文書の管理に関するガイドラインには2014年に盛り込まれております。すなわち、「国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項」であって、「その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するもの」については、文書保存ルールの原則において「廃棄」とされているものも含め、原則として国立公文書館に移管する、という、原則と例外を逆転させる決まりごとが設けられていて、その「特に重要な政策事項等」として、阪神・淡路大震災関連、東日本大震災関連、不良債権処理関連施策、あるいは公文書管理法関連、最近では新型コロナウイルス感染症に係る事態が、そうした特別な保存の対象として指定されています。これは国の全省庁が自らの文書管理の内規に採り入れてそのように運用しているようで、たとえば、最高検察庁も検事総長の訓令で行政文書管理規則を定めていて、そこにはこれと同一の内容の規定を盛り込んでいます。

公文書は、事件記録もそうだと思いますけれども、公務員の所有物、裁判所の所有物ではなく、国民共有の知的資源であり、さらに、そうした文書の作成・保存は決して官庁の付随的業務ではなく、国家公務員の本質的な業務そのものであるということが、政府においては2018年7月に確認されているところです。公文書管理法が施行されたのは2011年のことで、それまではそうした考え方はあまり自覚されていなかった実情があったと思います。そうしたかつての古い時代に比べるとこの十数年で、少なくとも国の行政機関の建前は相当進歩した。翻って、裁判所においては、適切に文書を作成していると信用しておりますけれども、その保存につきましては、時代よりも遅れるに至ってしまっているのではなかろうかと危惧しているところです。

ですので、このような行政文書の管理の在り方の趣旨、考え方については、是非、裁判所保管の事件記録についても、あるいは司法行政文書についても、取り込んでしかるべきではないでしょうか。国の行政機関、たとえば検察もこうした公文書管理の考え方、趣旨を明文化しているのに、ひとり裁判所だけがそれを明文化していないというのはバランスを欠くように思います。そのままにしておくと、公文書管理法を改正して、裁判所の司法文書についても、公文書管理法でより直接的にカバーするようにしようという議論になる可能性もあります。そうなる前に、裁判所におかれては、自主的に、自発的に、自らの規則を改正することによって、そういう理念をルールに盛り込み、理念を明文化し、実際の運用にも反映していくということが必要なのではないかというふうに考えております。

6 最後に、あと一点だけよろしいでしょうか。アメリカの状況について申し上げておきたいと思います。

私の作品の一つに、ロッキード事件に関する記事や本があります。日米にまたがる事件なので、両国に残っている訴訟記録の閲覧を試みて感じたことがあります。

たとえば、アメリカでは、アメリカ政府の行政機関である証券取引委員会がロッキード社を相手取って内部文書の開示の強制、いわば文書提出命令を求めて申し立てた手続、これは、日本でいえば非訟手続ということになるのかもしれませんが、その手続の記録が国立公文書館に残っており、閲覧のための請求書を国立公文書館の窓口に出すと30分後には一件記録が出てくる。その中には正に原本が含まれており、そこには、「中途半端な状態で外国高官の国籍や名前が第三者に開示されると、米国の外交関係を損なう可能性があることに注意を払う必要がある」というような内容が記載されたキッシンジャー国務長官の司法長官宛ての書面なども含まれています。審尋のやりとりが一問一答の形式で記録に残されており、それを本（奥山俊宏「秘密解除 ロッキード事件 田中角栄はなぜアメリカに嫌われたのか」岩波書店）に引用しながら、当時の微妙な情勢を描き出すことができました。対照的に日本で1970年代の民事訴訟の記録を見るということは、残念ながら基本的には不可能となってしまっています。日米を対比させると、あまりに日本の訴訟記録の保存が貧弱である実情がよりくっきりと浮き彫りになります。

アメリカの訴訟記録の保存状況について付け加えて申し上げますと、昨日、私は、バブルの崩壊に関する本の原稿を作成する過程で使った2000年代初頭のアメリカの裁判所の民事訴訟記録、もう20年以上前の記録が現在どうなっているのかなと考え、ペイサー（PACER）というアメリカの連邦裁判所の記録を公開するためのサイトにアクセスして調べてみました。すると、例えば肉筆の署名入りの2003年3月8日付の書面のPDFファイルを、有料ではありますが現にダウンロードすることができました。アメリカの連邦裁判所では、紙の記録は15年経つと国立公文書館に移管されることになっていますので、2003年9月に終局に至ったこの事件の紙ベースの記録は既に公文書館に移管されていると思いますけれども、電子化された記録は今でも誰でも簡単にダウンロードできる状態になっている、ということです。日本の裁判所におかれても将来記録は電子化されていくのだと思いますが、アメリカの状況は念頭に置いておくべきだと思います。

アメリカの連邦裁判所のポリシーでは、例えば、独占禁止法、競争法、公民権などの訴訟は典型的に全て国立公文書館に移管して永久に保存する、というルールが決めら

れています。それら類型に当てはまらないものについても、歴史的な価値があると裁判所や国立公文書館の職員が考える場合は、これはもちろん永久保存となりますが、そのような人間の判断を要することなく、機械的に全件を永久保存する訴訟の類型が非常に幅広く定められています。ここで「永久保存」と申し上げておりますのは、終結から15年が経過した後に国立公文書館に移管するという意味です。日本の裁判所にそこまで求めるのは一足飛びの議論になるのかもしれませんが、そういう運用もあるということとは将来に向けて御承知おきいただいた方がいいと思います。